

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) の実施について

平成28年11月2日

東温市 長寿介護課

# ◆目次

- ①新しい総合事業の概要
- ②東温市の状況・東温市の総合事業の考え方
- ③訪問型サービス（案）
- ④通所型サービス（案）
- ⑤介護予防ケアマネジメントについて
- ⑥その他（事業者指定等について）

# ①新しい総合事業の概要

# 地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%  
都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.0%  
都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)  
訪問看護、福祉用具等  
訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
○二次予防事業  
○一次予防事業  
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

改正前と同様



事業に移行



全市町村で実施



多  
様  
化



充  
実



介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援1~2、それ以外の者)  
○介護予防・生活支援サービス事業  
・訪問型サービス  
・通所型サービス  
・生活支援サービス(配食等)  
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
○一般介護予防事業

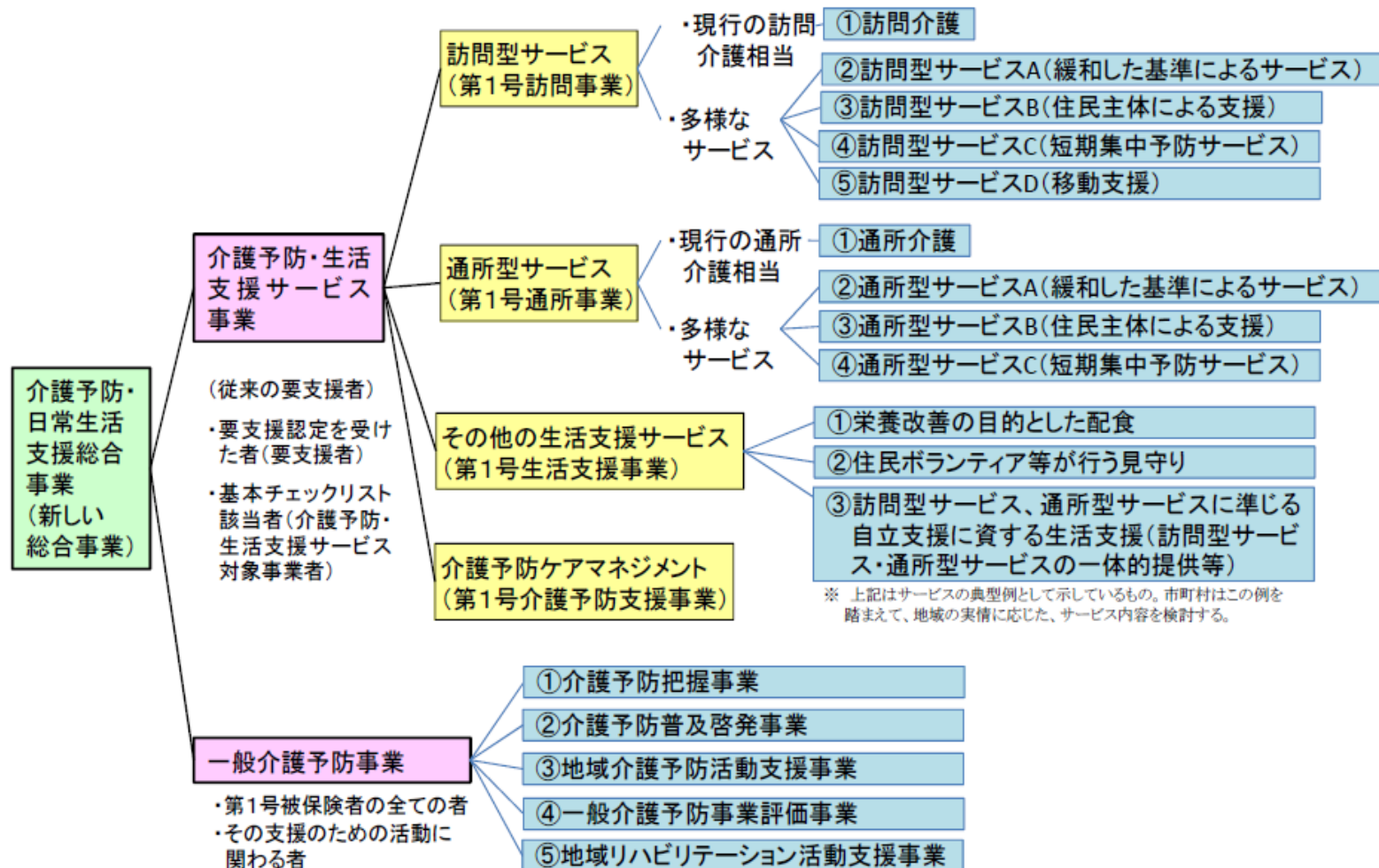
**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
○**在宅医療・介護連携推進事業**  
○**認知症施策推進事業**  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
○**生活支援体制整備事業**  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



## ②東温市の状況

東温市の新しい総合事業の考え方

# 東温市の状況

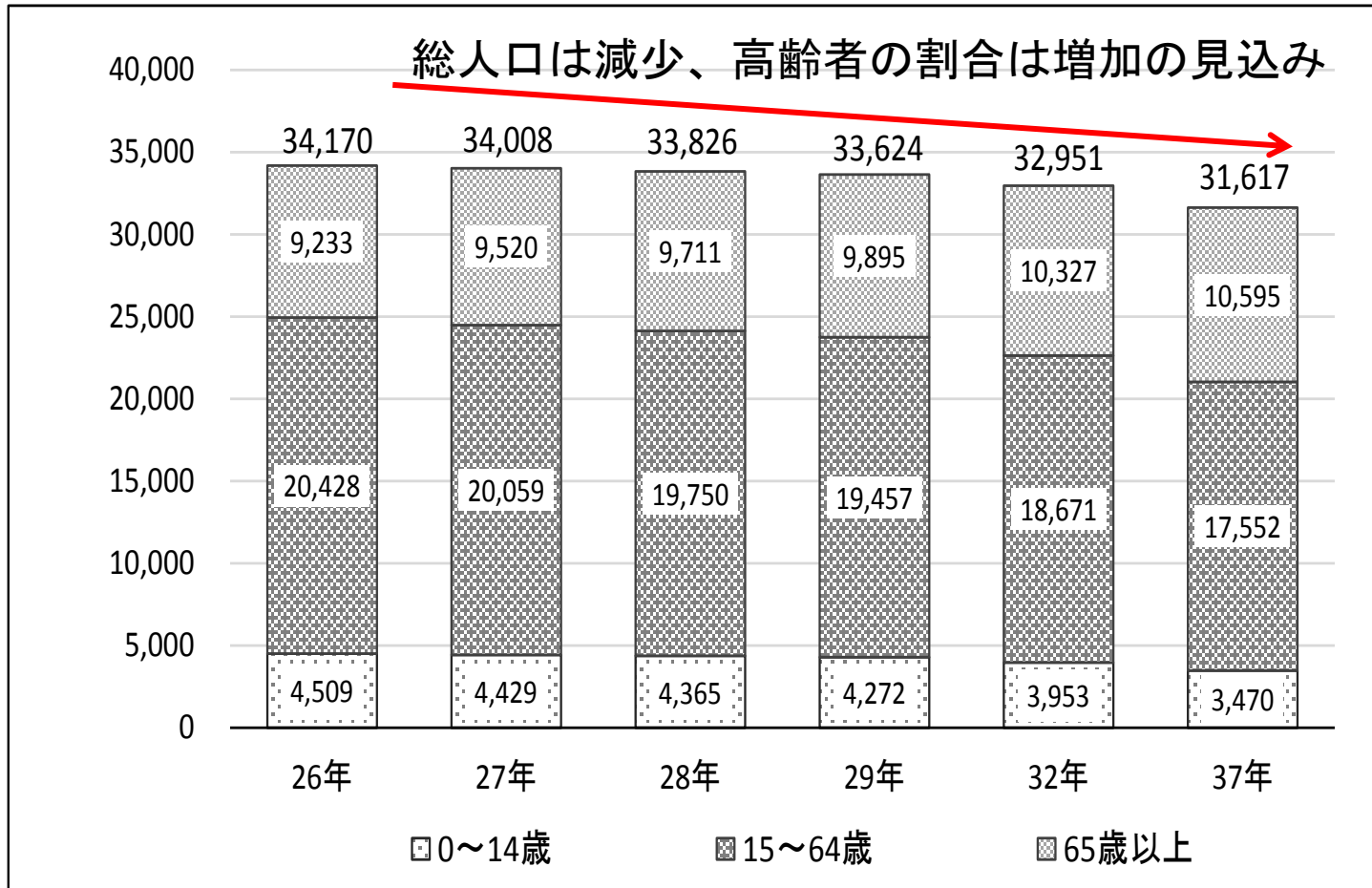
## 高齢者人口等統計表（愛媛県）

平成28年4月1日現在 人口 33,774人

そのうち

65歳以上 9,639人（28.54%） 県下19位

# 東温市の人口推計

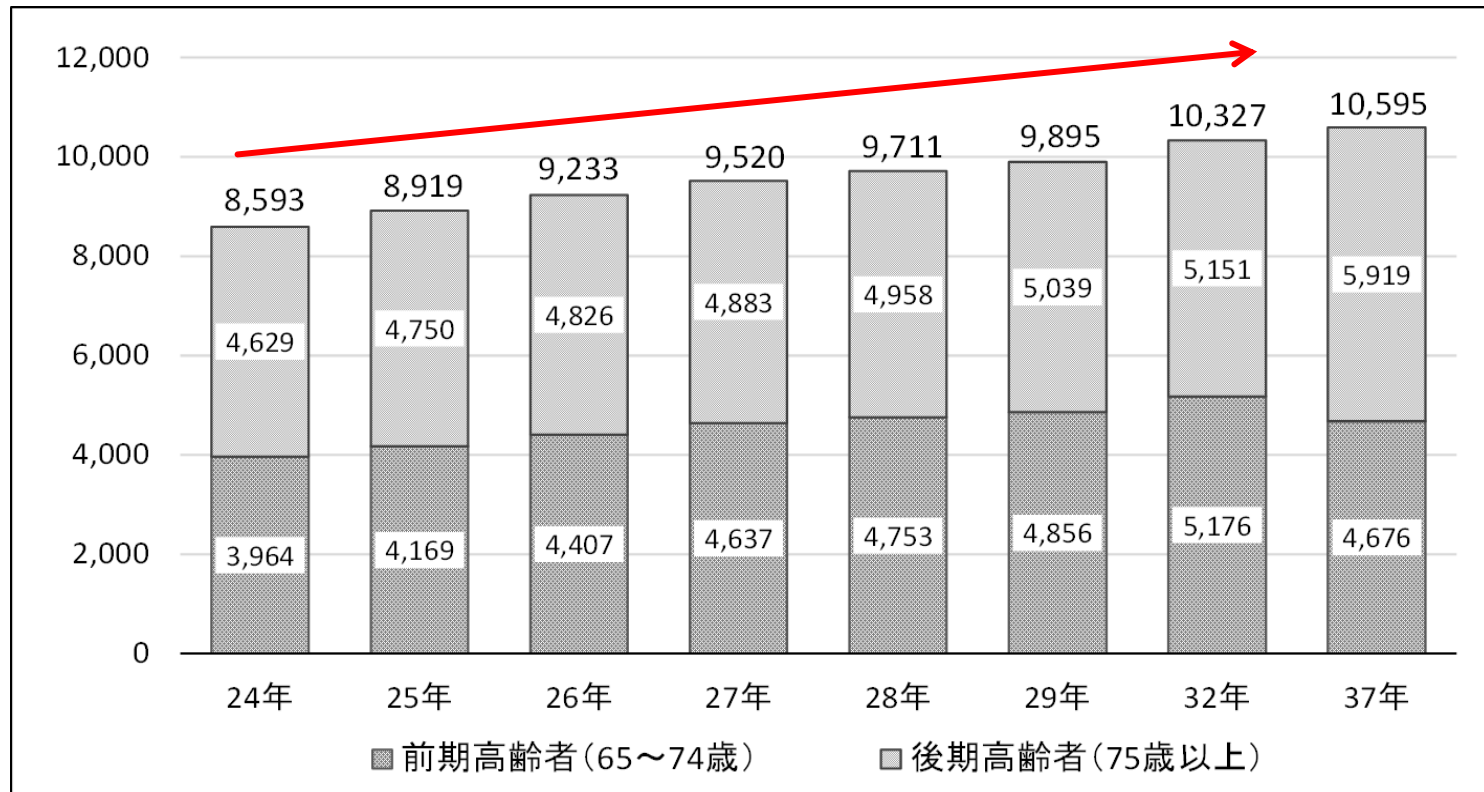


東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
(平成27年度～平成29年度)より抜粋



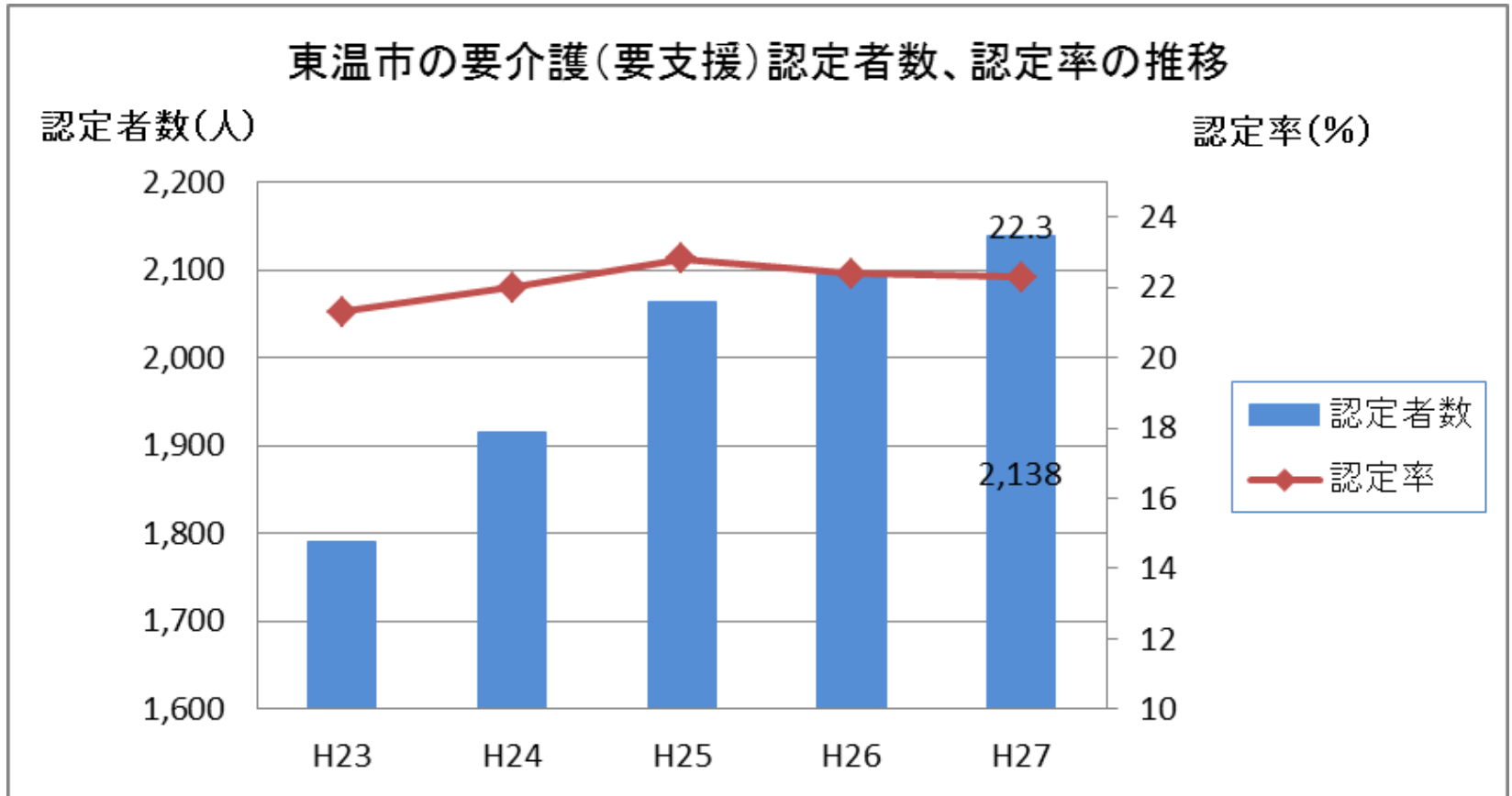
# 東温市の高齢者（前期高齢者、後期高齢者）数の推計

平成32年まではともに増加、平成37年には、前期高齢者が4,676人、後期高齢者が5,919人と推計



東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
(平成27年度～平成29年度)より抜粋

# 東温市の認定者数は年々増加傾向

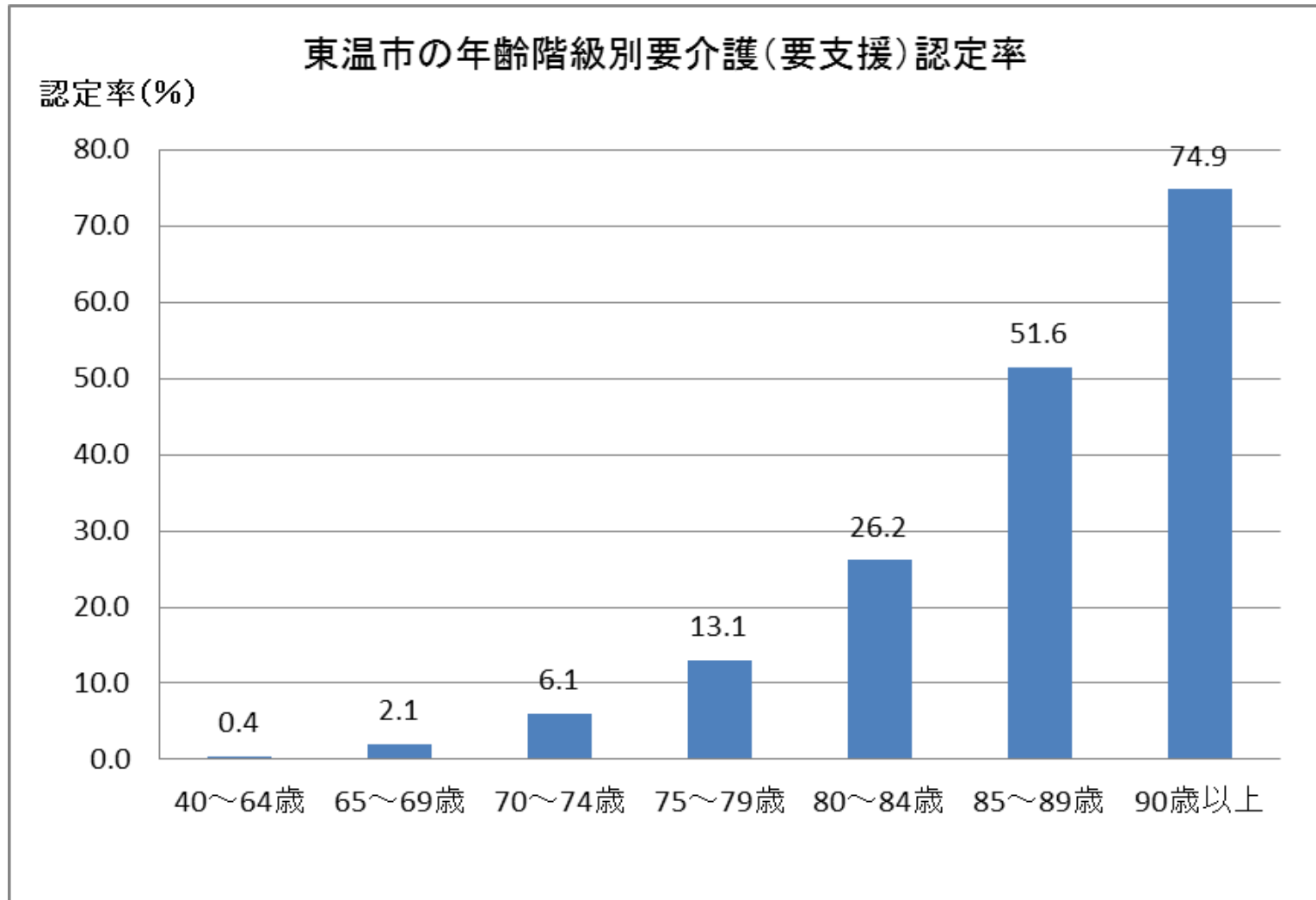


## 要介護（要支援）認定率

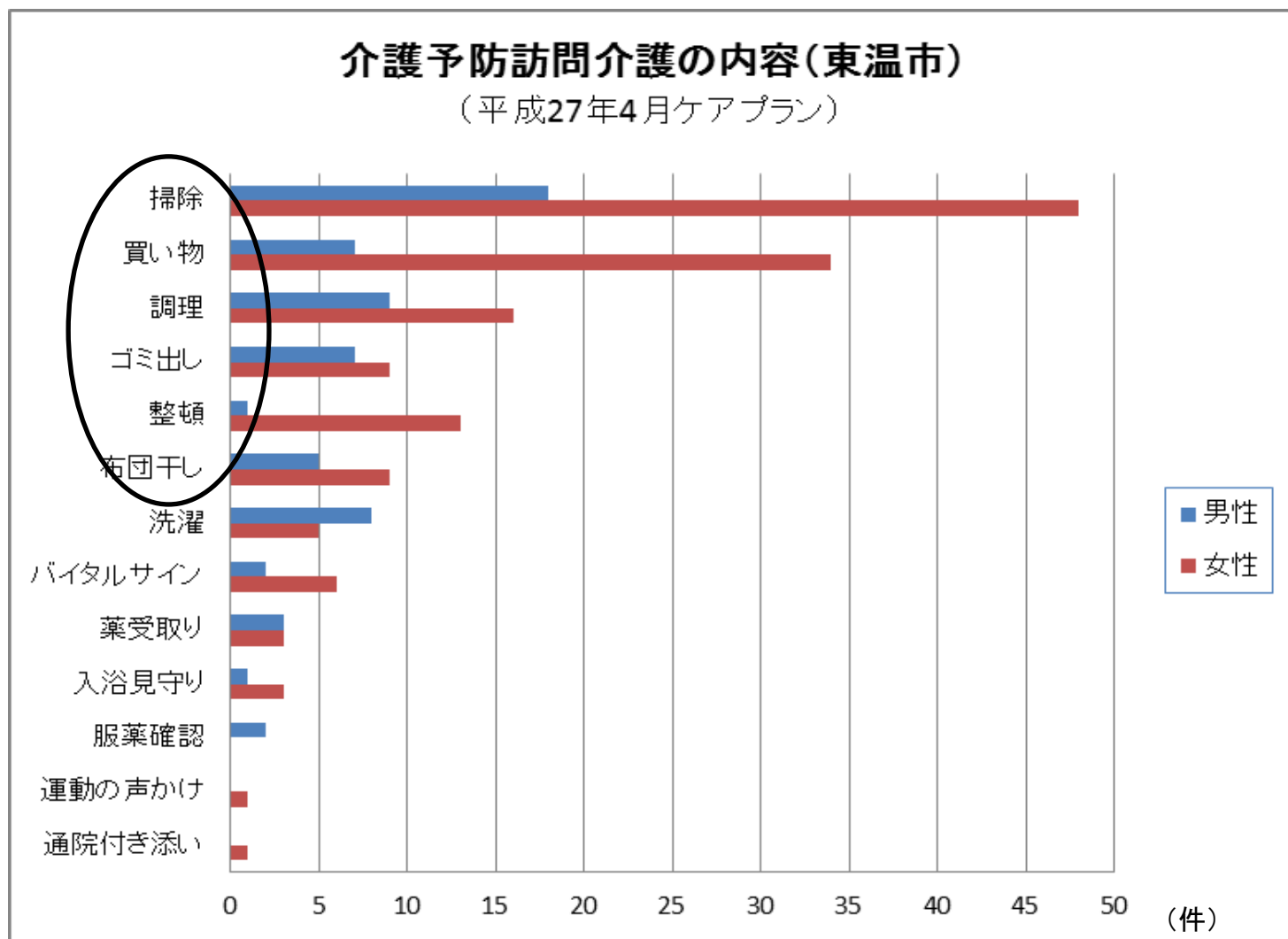
東温市	22.3%
愛媛県平均	20.8%
全国平均	17.9%

- 県平均、全国平均よりも高い。
- 県内では5番目に高い。

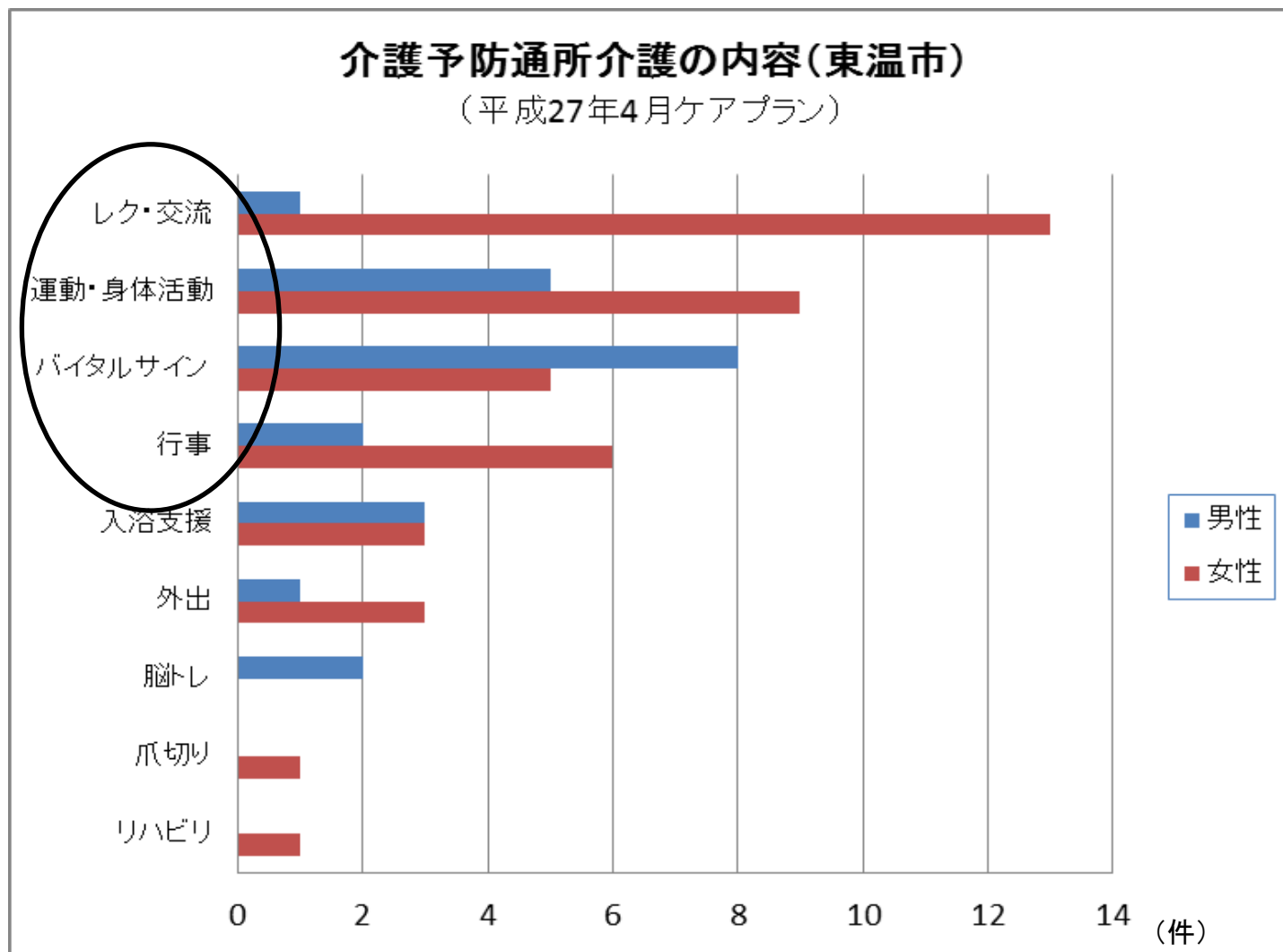
# 年齢が高くなると認定率も高くなる



# 介護予防訪問介護の内容は、掃除、買い物、調理 といった「生活援助」が多い

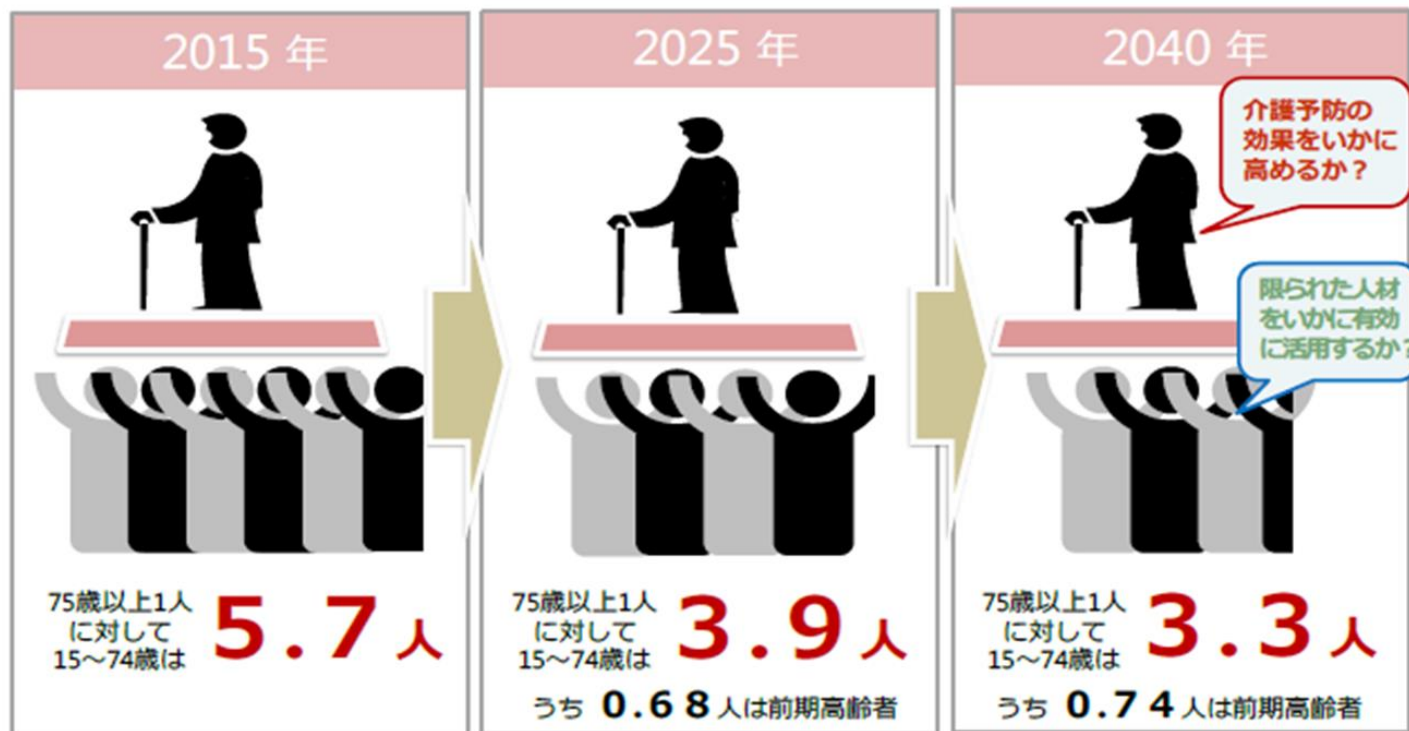


# 介護予防通所介護の内容は、「レク・交流」、 「運動・身体活動」が多い



# 現状の介護サービスの水準を維持すると担い手が不足する

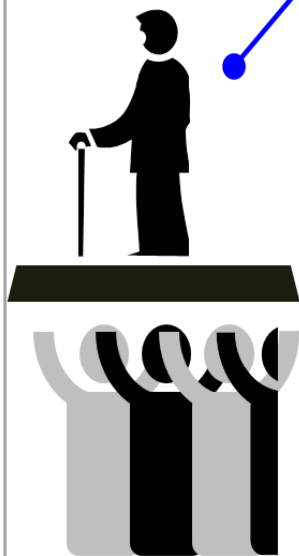
〈図表 2：支える側と支えられる側のバランスは年々厳しくなる〉



出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

支える側、支えられる側の対策は、どちらか一つではなく、両方を総合的に実施することが大切

2040年



75歳以上1人  
に対して **3.3人**  
15~74歳は  
うち **0.74人** は前期高齢者

○分子（支えられる側）への対策。

→元気で健康に過す期間が伸びれば、支えられる期間が減少する。

**介護予防事業の充実**

どちらか一方ではなく、両方を総合的に実施する。

**介護予防・日常生活支援総合事業**

○分母（支える側）への対策。

→より多くの方に介護の担い手となって頂く必要。

→現在の介護職員は中重度の方にシフト。専門的なスキルを要さない

掃除や洗濯などの日常生活の支援に介護職員以外の方の力が必要。

**生活支援事業の充実**



# 東温市の特徴

- 1 人口は減少傾向、しかし、高齢者人口は増加しており、今後も増加が見込まれる。  
(県内では低い水準。)
- 2 認定率は高い水準で推移している。



**介護予防、重症化予防の推進が必要**

- 3 年齢が上がるにつれて認定率は高くなるが、前期高齢者の認定率は低い。



介護予防の推進が必要。また、元気な高齢者が支援の担い手になることで人材の確保と自身の介護予防につながる。

- 4 介護予防訪問介護の内容は生活援助が多く、介護予防通所介護の内容はレクリエーション・交流、運動・身体活動が多い。



新たな担い手(緩和した基準によるサービス、地域住民、民間資源等)の活用が期待できる。

# 東温市の新しい総合事業のねらい (実施するメリット)

- 1 「活動」「参加」の視点を取り入れた  
介護予防の推進
- 2 新たな支援の担い手の確保
- 3 費用の効率化、利用者負担の軽減

# 東温市の方針

## 【基本的な考え方】

- ①サービスの低下を招かないよう、**現行の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、そのまま移行して実施**する。
- ②**利用者の状態に応じた新しいサービスを追加**し、利用者の選択の幅を広げる。
- ③**追加するサービスは、身体介護を伴わないサービス**とする。身体介護を行わないことから、**従事者の資格要件を問わない等、緩和した基準によるサービス**とする。

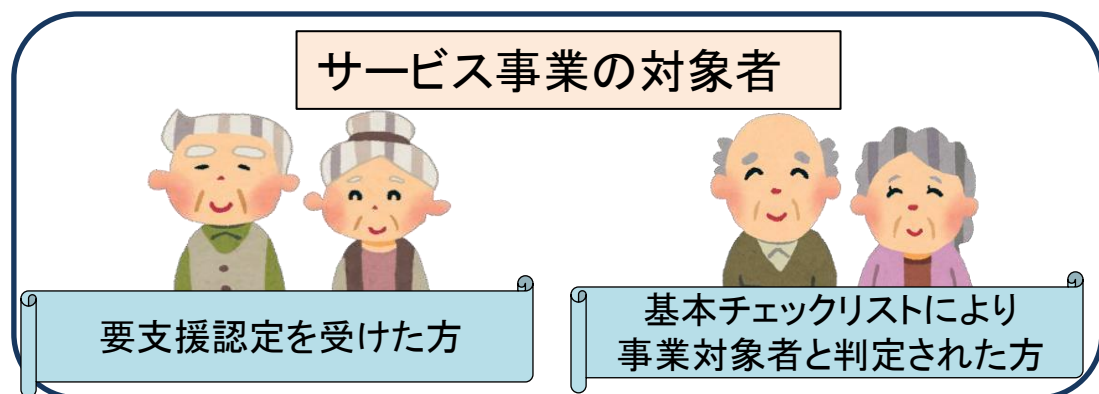
# 東温市が実施する新しい総合事業の概要

## 【介護予防・生活支援サービス事業】

区 分		事 業
訪問型サービス	現行の訪問介護相当	介護予防訪問介護相当サービス
	多様なサービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
通所型サービス	現行の通所介護相当	介護予防通所介護相当サービス
	多様なサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
その他の生活支援サービス		栄養改善・見守り配食事業
介護予防ケアマネジメント		ケアマネジメントA

# 新しい総合事業の対象者

- 平成29年4月以降に、新規・更新・区分変更申請により「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者）
- 平成29年4月以降に、65歳以上で基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方



# 「事業対象者」とは

## 基本チェックリストによる確認

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援者」に相当する人だが、要支援認定を受けなくても基本チェックリストという簡易な形で確認し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設ける。

基本チェックリストとは、厚生労働省が定めた25の質問項目により、生活機能（心身機能、日常生活動作、家庭や社会での役割など）の低下をチェックするもの。基準に該当し、生活機能の低下があると判定された人を「事業対象者」とする。

## 「事業対象者」の有効期間

心身の状態の変化やケアプランの見直しを考慮して、「事業対象者」と確認された日から**12か月**（その月の末日まで）とする。

「事業対象者」としての更新（基本チェックリストによる確認）は、**有効期間満了日の30日前から**可能とする。

# 基本チェックリストによる確認

日常生活	1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ		
	2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
運動機能	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	運動機能 3項目以上	
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
	8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ		
栄養状態	11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	栄養状態 2項目	1～20のうち 10項目以上
	12	BMIが18.5未満である あなたのBMI=体重( )kg÷身長( )m÷身長( )m	はい	いいえ		
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	口腔機能 2項目以上	
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ		
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ		
閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	閉じこもり 16に該当	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ		
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	物忘れ 1項目以上	
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
	20	今日が何月何日か分からないときがありますか	はい	いいえ		
こころの健康	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	こころの健康 2項目以上	
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ		
	23	(ここ2週間)以前は楽にできたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ		
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない	はい	いいえ		
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ		



# 「事業対象者」の被保険者証のイメージ

事業対象者に係る被保険者証の記入のイメージ（平成 27 年 8 月 7 日に窓口相談に来たケース）

(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		<b>要介護状態区分等</b> <b>事業対象者</b> 認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 平成 <b>27</b> 年 <b>8</b> 月 <b>7</b> 日		給付制限	内容	期間
番号	○○○○○○○○○○	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
住所	〒○○○-○○○ ○○県○○市○○○ ○-○	居室サービス等	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
フリガナ	○○○ ○○○	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 ○○地域包括支援センター 届出年月日 平成 <b>27</b> 年 <b>8</b> 月 <b>10</b> 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日	
氏名	○○ ○○					
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日					
性別	男 女					
交付年月日	平成 ○○年 ○月 ○日					
保険者番号並びに保険者の名称及び印	○ ○ ○ ○ ○ ○	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日 種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日	

# 基本チェックリストと要介護（要支援）認定の振り分け

区 分		要支援1相当の訪問型サービス、通所型サービス(目安としてそれぞれ週1回程度)のみを必要とする人	左記以外の人 (週2回以上必要、介護給付・予防給付のサービスも必要 など)
40～64歳 (第2号被保険者)		要介護(要支援)認定	要介護(要支援)認定
新規		要介護(要支援)認定	要介護(要支援)認定
区分変更		要介護(要支援)認定	要介護(要支援)認定
更新	要支援認定者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護(要支援)認定
	事業対象者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護(要支援)認定
転入者	要支援認定者	前保険者発行の受給資格証明書にて認定の引継ぎ手続きを行う	前保険者発行の受給資格証明書にて認定の引継ぎ手続きを行う
	事業対象者	基本チェックリストにて対象者確認	要介護(要支援)認定

# 予防給付から新しい総合事業への移行

- 平成29年3月末までに要支援認定を受けた方は、認定更新等までは、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを利用する。
- 平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、**訪問型サービス**（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）、**通所型サービス**（介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA）を利用する場合は「**介護予防・生活支援サービス事業**」となる。

# 予防給付から新しい総合事業への移行のイメージ

				H29									H30					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
				総合事業開始												完全実施		
認定期間 H29.3.31まで	▼認定更新			▼認定更新									▼認定更新					
	予防給付			総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)									総合事業					
認定期間 H29.8.31まで	▼認定更新			▼認定更新									▼認定更新					
	予防給付			総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)									総合事業					
認定期間 H30.3.31まで	▼認定更新			▼認定更新									▼認定更新					
	予防給付			総合事業									総合事業					
新規要支援	▼新規認定			▼新規認定									▼新規認定					
	総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)			総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)									総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)					
認定更新 要介護⇒要支援	▼認定更新			▼認定更新									▼認定更新					
	介護給付			総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)									総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)					

# ③訪問型サービス（案）

# 訪問型サービスの基準①

種別	介護予防訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体介護が必要な人</li> <li>・ 専門職による支援が必要な人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活援助が必要な人で、身体介護が不要な人</li> <li>・ 状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人</li> </ul>
内容	ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や生活支援を行う	ホームヘルパー等（市の研修受講者を含む）が訪問し、生活援助サービスを提供する
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者 常勤・専従 1 以上</li> <li>◆訪問介護員 常勤換算 2.5 以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者)</li> <li>◆サービス提供責任者 1 以上</li> </ul> <p>※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内事業所の他の事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者 専従 1 以上 ※</li> <li>◆従事者 必要数 ※ (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、<u>市指定研修受講者</u>)</li> <li>◆訪問事業責任者 必要数 ※</li> </ul> <p>※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内事業所の他の事業所等の職務に従事可能。</p>

## 訪問型サービスの基準②

種別	介護予防訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)
設備基準	事業の運営に必要な広さを有する専用区画 必要な設備、備品	事業の運営に必要な広さを有する専用区画 必要な設備、備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別サービス計画の作成</li> <li>・ 運営規程等の説明・同意</li> <li>・ 勤務体制の確保</li> <li>・ 提供拒否の禁止</li> <li>・ 訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・ 秘密保持</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別サービス計画の作成</li> <li>・ 運営規程等の説明・同意</li> <li>・ 勤務体制の確保</li> <li>・ 提供拒否の禁止</li> <li>・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・ 従事者及び従事者であった者の秘密保持</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul> 等

## 訪問型サービスの基準③

種別	介護予防訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA ※)
報酬	<p>月あたりの包括報酬と、1回あたりの利用ごとの出来高で定めることができる。</p> <p>事業対象者、要支援1・2 週1回程度 1, 168単位</p> <p>事業対象者、要支援1・2 週2回程度 2, 335単位</p> <p>事業対象者、要支援2 週3回を超える程度3, 704単位</p> <p>【主な加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算</li> <li>・介護職員処遇改善加算</li> <li>・生活機能向上連携加算</li> </ul> <p>その他の加算減算は国の基準と同じ</p>	<p>月あたりの包括報酬とする。</p> <p>事業対象者、要支援1・2 週1回程度 974単位</p> <p>事業対象者、要支援1・2 週2回程度 1, 948単位</p> <p>事業対象者、要支援2 週3回を超える程度3, 089単位 (現行相当の83.4%)</p> <p>【主な加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算</li> <li>・介護職員処遇改善加算</li> </ul> <p>その他の加算減算は国の基準と同じ</p>

※ 訪問型サービスAは、有資格者(訪問介護員等)と無資格者との賃金水準の差に着目して単価を16.6%減額します。



## ④通所型サービス（案）

# 通所型サービスの基準①

種別	介護予防通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が必要な人</li> <li>・専門職による体調管理や機能訓練が必要な人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護が不要な人</li> <li>・状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人</li> </ul>
内容	通所施設にて日帰りで入浴、排泄、食事等の介助、機能訓練等を行う	通所施設等で日帰りで入浴、食事、レクリエーション等を行う
実施方法	事業者指定	事業者指定
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者 常勤・専従 1 以上※</li> <li>◆生活相談員 専従 1 以上</li> <li>◆看護職員 専従 1 以上</li> <li>◆介護職員 15 人まで専従 1 以上 15 人超 利用者 5 人につき 1 以上</li> <li>◆機能訓練指導員 1 以上</li> </ul> <p>※業務に支障がない場合、他の業務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理者 専従 1 以上※</li> <li>◆生活相談員 専従 1 以上※</li> <li>◆従事者 15 人まで専従 1 以上※ 15 人超 利用者 5 人につき 1 以上</li> </ul> <p>※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>

## 通所型サービスの基準②

種別	介護予防通所介護のサービス	緩和した基準のサービス (通所型サービスA)
設備基準	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×利用定員以上）  必要なその他の設備・備品
運営基準	個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等	個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

## 通所型サービスの基準③

種別	介護予防通所介護相当のサービス	緩和した基準のサービス (通所型サービスA)
報酬	月あたりの包括報酬と、1回あたりの利用ごとの出来高で定めることができる。	月あたりの包括報酬とする。
	事業対象者、要支援1      1, 647単位  事業対象者、要支援2      3, 377単位  【主な加算】 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・事業所評価加算 ・サービス提供体制強化加算 ・介護職員処遇改善加算  その他の加算減算は国の基準と同じ	事業対象者、要支援1      1, 512単位  事業対象者、要支援2      3, 100単位 (現行相当の91.8%)  【主な加算】 ・介護職員処遇改善加算  その他の加算減算は国の基準と同じ

※ 通所型サービスAは、通所介護の従事者が行う業務のうち、基準緩和により不要となる業務量を算定し、単価を8.2%減額する。

## ⑤介護予防ケアマネジメントについて

# 介護予防ケアマネジメントの考え方

## 介護予防ケアマネジメントの考え方

介護予防ケアマネジメントは、

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するもの。

新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、

利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスをあてはめるのではなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていくことが重要である。

## 介護予防ケアマネジメントの実施主体

- ① 東温市地域包括支援センター
- ② 指定居宅介護支援事業所（東温市地域包括支援センターからの委託による）

# 介護予防ケアマネジメントの内容（様式例）

様式 6

## 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

※ ケアマネジメント結果等記録表として使用する際は、網掛け部分の記載は省略可能

No. \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_ 殿 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

初回・紹介・継続 認定済・申請中 要支援1・要支援2 地域支援事業

計画作成者氏名 \_\_\_\_\_ 委託の場合：計画作成者事業者・事業所名及び所在地（連絡先）

計画作成（変更）日 年 月 日（初回作成日 年 月 日） 担当地域包括支援センター： \_\_\_\_\_

目標とする生活 \_\_\_\_\_

1日 \_\_\_\_\_ 1年 \_\_\_\_\_

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	支援計画					
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
（運動・移動について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					（ ）					
（日常生活（家庭生活）について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					（ ）					
（社会参加、対人関係・コミュニケーションについて）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					（ ）					
（健康管理について）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					（ ）					

健康状態について 主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点

【本来行うべき支援が実施できない場合】 適切な支援の実施に向けた方針

総合的な方針：生活不活発病の改善予防のポイント

基本チェックリストの（該当した項目数）／（質問項目数）を記入して下さい  
 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

運動不足	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防
／5	／2	／3	／2	／3	／5

地域包括支援センター 確認印

【意見】 \_\_\_\_\_

【計画に関する同意】  
 上記計画について、同意いたします。

平成 年 月 日

# 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

## 介護予防支援

予防給付のみを利用する場合、又は予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合のマネジメント。

### 【予防給付】

- 福祉用具貸与
- 通所リハビリテーション
- 訪問看護 等

+

### 【介護予防・生活支援サービス事業】

- 訪問型サービス
  - ・介護予防訪問介護相当サービス
  - ・訪問型サービスA
- 通所型サービス
  - ・介護予防通所介護相当サービス
  - ・通所型サービスA

## 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合のマネジメント。

### 【介護予防・生活支援サービス事業】

- 訪問型サービス
  - ・介護予防訪問介護相当サービス
  - ・訪問型サービスA
- 通所型サービス
  - ・介護予防通所介護相当サービス
  - ・通所型サービスA



# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの類型

類型	介護予防支援	総合事業における介護予防ケアマネジメント		
		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
利用するサービス	予防給付 ・福祉用具貸与 ・通所リハビリテーション ・訪問看護 等	指定事業者のサービス	指定以外（委託・補助）のサービス	指定以外（委託・補助）のサービス、一般介護予防事業
ケアマネジメントの特徴	アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。定期的にモニタリングを行う。	介護予防支援と同様に原則的なマネジメントを行う	簡略化した介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメント
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成</li> <li>→サービス担当者会議</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリング（3か月ごと）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成</li> <li>→サービス担当者会議</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリング（原則3か月ごと。条件によっては間隔を延長可）※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議）★省略可</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→ケアプランの確定・交付（利用者・提供者）</li> <li>■モニタリングは適宜</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アセスメント</li> <li>→ケアマネジメント結果案作成</li> <li>→利用者への説明・同意</li> <li>→利用するサービス提供者等への説明・送付</li> </ul>

※運用の詳細については検討中

# 介護予防ケアマネジメントの方針

## 介護予防ケアマネジメントの種類

- ケアマネジメントAのみとする。今後は多様なサービスの整備と合わせて他の種類の導入を検討していく。
- 内容及び様式、プロセスは現行の予防給付に係る介護予防支援と同様。

## 報酬単価

- 単価 430単位／月
- 加算 初回加算  
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

# 区分支給限度額とケアマネジメント費

- 指定事業者のサービスを利用する場合は給付管理を実施。
- 要支援者が新しい総合事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で給付と新しい総合事業を一体的に給付管理を行う。

	支給限度額	対象サービス	サービス内容	ケアマネジメント費
事業対象者	5,003単位	総合事業のうち、指定事業者によるサービス	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費
要支援 1	5,003単位	①予防給付のサービス ②総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費
			予防給付＋総合事業	介護予防支援費
			総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費
要支援 2	10,473単位	①予防給付のサービス ②総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費
			予防給付＋総合事業	介護予防支援費
			総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費

# 相談からサービス利用までの流れ

介護予防に取り組みたい方、日常生活の支援を受けたい方

担当ケアマネジャー、東温市地域包括支援センター、在宅介護支援センター、東温市長寿介護課にご相談ください

相談受付票により年齢、希望するサービス、心身の状況等を確認します

- ① 40～64歳の方
- ② 初めてサービス利用を希望する方
- ③ 訪問・通所のサービスを、目安として概ね週2回以上必要とする方
- ④ 予防給付・介護給付のサービスを必要とする方

更新の時期に介護予防訪問介護（週1～2回）、介護予防通所介護（週1回程度）のみ利用しており、今後も同様のサービスを必要とする方

要介護（要支援）認定申請

介護予防・生活支援サービス事業対象者確認申請  
（基本チェックリストによる確認）

要介護  
1～5

要支援  
1・2

非該当

事業対象者  
（生活機能の低下  
がみられる人）

非該当

居宅介護支援  
（ケアプラン）

介護予防支援  
（介護予防ケアプラン）

介護予防ケアマネジメント

介護サービス  
（介護給付）を利用

介護予防サービス  
（予防給付）を利用

介護予防・生活支援  
サービス事業を利用

一般介護予防事業を  
利用

# ⑥その他（指定等）について

# みなし指定について

平成27年3月31日までに

- 介護予防訪問介護の指定を受けている事業者は、総合事業の訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）の指定を受けたものとみなされます。
  - 介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、総合事業の通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の指定を受けたものとみなされます。
- （どちらも期限は平成30年3月31日まで）



「みなし指定」という。

# 総合事業のサービスの指定手続き

## 【介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス】

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、総合事業の訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）、通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の**指定を受けたとみなされない**ため、平成29年4月1日以降に総合事業の訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）、通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）を実施するためには、**新規指定申請が必要**です。

6年毎に指定の更新が必要です。

## 【訪問型サービスA、通所型サービスA】

みなし指定の効力は、**介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスのみ**です。

訪問型サービスA、通所型サービスAを実施する場合は、**新規指定申請が必要**です。

6年毎に指定の更新が必要です。

※指定申請に係る日程、必要書類及び様式については検討中です。

# 介護予防訪問介護、介護予防通所介護の 更新手続き

平成29年4月1日から平成30年3月31日の間、**予防給付と総合事業のサービスが並存**します。

**平成30年3月31日**よりも前に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の**有効期限が満了**する場合、その有効期限満了日までに更新申請をしないと、**予防給付**を受けている要支援者に対し、サービスを**提供できなくなります**。



# 指定の有効期限について

介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAは、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する（同一法人が同一建物内において一体的に運営している）場合に限り、**指定有効期限を短縮し、一体的に事業を実施する同種の指定済みサービスと同時に指定更新手続きを行うことができます。**

## 有効期限を短縮する場合のメリット、デメリット

### 【メリット】

- ①指定更新の手続きの回数を削減できる
- ②同時に更新するサービスについては、申請書類の一部を省略できる

### 【デメリット】

有効期限満了前に更新の手続きを行う必要がある（有効期限が短くなる）